妊婦健診費用　差額助成の対象となる事例

◆2026年4月1日以降に受診した妊婦健診が対象です。
◆自己負担した額以上に助成するものではありません。

(1)補助券(追加補助券を含む)を使用して妊婦健診を受診した方

①自己負担額の合計が上限額(15,000円)を下回る場合

健診受診日	健診費用(A)	補助券(B)	自己負担(A-B)	
2026/3/30	8,500	5,000	3,500	⇒ 3月31日までの受診は対象外
2026/4/5	10,000	5,000+追加券3,000	2,000	
2026/4/15	7,500	5,000	2,500	
2026/4/25	7,500	5,000	2,500	
2026/5/5	8,000	5,000	3,000	

4月以降の受診のため**対象**

4月以降の自己負担額の合計(10,000円)が
上限額(15,000円)を下回るため、**差額助成額は10,000円**
※差額助成分のみ申請される場合補助券の提出は不要です。

②自己負担額の合計が上限額(15,000円)を上回る場合

健診受診日	健診費用(A)	補助券(B)	自己負担(A-B)	
2026/3/30	20,000	5,000+追加券3,000	12,000	⇒ 3月31日までの受診は対象外
2026/4/5	15,000	5,000	10,000	
2026/4/15	8,000	5,000	3,000	
2026/4/25	8,000	5,000	3,000	
2026/5/5	8,000	5,000	3,000	

4月以降の受診のため**対象**

4月以降の自己負担額の合計(19,000円)が
上限額(15,000円)を上回るため、**差額助成額は上限の15,000円**
※差額助成分のみ申請される場合補助券の提出は不要です。

(2)補助券(追加補助券を含む)を使用せず妊婦健診を受診した方

①自己負担額の合計が上限額(15,000円)を下回る場合

健診受診日	健診費用(A)	補助券券面額(B)	自己負担(A-B)	
2026/3/30	8,500	5,000	3,500	⇒ 3月31日までの受診は対象外
2026/4/5	10,000	5,000+追加券3,000	2,000	
2026/4/15	7,500	5,000	2,500	
2026/4/25	7,500	5,000	2,500	
2026/5/5	8,000	5,000	3,000	

4月以降の受診のため**対象**

4月以降の自己負担額の合計(10,000円)が
上限額(15,000円)を下回るため、**差額助成額は10,000円**
※補助券券面額(B)の払い戻しとあわせて申請が可能。
※補助券券面額分の申請については、従来どおり3月31日までの受診も対象のため、
25,000円(補助券券面額分)+10,000円(差額助成分)の申請が可能。

②自己負担額の合計が上限額(15,000円)を上回る場合

健診受診日	健診費用(A)	補助券券面額(B)	自己負担(A-B)	
2026/3/30	20,000	5,000+追加券3,000	12,000	⇒ 3月31日までの受診は対象外
2026/4/5	15,000	5,000	10,000	
2026/4/15	8,000	5,000	3,000	
2026/4/25	8,000	5,000	3,000	
2026/5/5	8,000	5,000	3,000	

4月以降の受診のため**対象**

4月以降の自己負担額の合計(19,000円)が
上限額(15,000円)を上回るため、**差額助成額は上限の15,000円**
※補助券券面額(B)の払い戻しとあわせて申請が可能。
※補助券券面額分の申請については、従来どおり3月31日までの受診も対象のため、
28,000円(補助券券面額分)+15,000円(差額助成分)の申請が可能。